

相続税はどれくらいの財産からかかるの？

Q 相続税はどのような財産に課税されるのですか？ また、いくらまででしたら無税でしょうか？

A ▶ 相続税のかかる財産（亡くなった日現在の有高を相続税評価額で計算）

本来の相続財産	不動産	土地、建物など（未登記のものを含む）
	金融資産	現金・預貯金・有価証券など ※ 本人名義以外で実質本人のものも含まれます。
	動産	貴金属・書画・骨董・ゴルフ会員権など
	金銭に見積り可能なもの	生命保険契約に関する権利（解約返戻金）・貸付金等
みなし相続財産	死亡保険金、死亡退職金など（各々 法定相続人×500万円非課税）	
3年以内の贈与財産	亡くなった人から死亡前3年以内に贈与を受けた財産	
相続時精算課税の財産	相続時精算課税の適用を選択した財産	

※ 1. 土地は市街地 → 路線価、その他の地域 → 倍率方式で計算します。なお、マイホームや貸付している土地は一定要件により減額されます。

2. 建物は固定資産税評価額の金額が相続税の対象となる金額です。

▶ 債務控除（借入金・葬式費用・その他の債務を財産からマイナス）

債務控除 できるもの	故人の借入金、未払金、未払医療費、未払税金等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・葬式、葬送の費用（香典返しは含みません） ・葬式前後の費用（たとえばお通夜の費用） ・お寺への読経料、戒名代等の費用 ※ 領収書がなくても認められます 	

※ 1. 初七日や四十九日などの法事の費用は葬式費用になりません。

2. 墓地・墓石・仏壇等の買入費用は葬式費用になりません。

3. 原則として相続人以外の方が負担した借入金・未払金等や葬式費用は債務控除できません。

▶ 相続税の基礎控除額（法定相続人は相続を放棄した人も含む）

法定相続人	基礎控除額	計算
配偶者と子2人（または子3人）	4,800万円	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人（3人）
配偶者と子1人（または子2人）	4,200万円	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人（2人）
配偶者のみ（または子1人）	3,600万円	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人（1人）

※ 配偶者は正味の遺産額1億6千万円または法定相続分のいずれか多い金額までは無税です。なお、この配偶者に対する相続税の軽減を受けるには、相続税の申告書の提出が要件です。

遺産をもらった人が相続人であっても、相続人でなかったとしても、原則として、亡くなった人のすべての遺産額から葬式費用などの債務控除を差し引いた「正味の遺産額」が「基礎控除額」以下であれば、だれであろうと相続税はかかりません。

**（ワンポイントアドバイス） 相続税の基礎控除額以下は
申告不要！**